住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書／印鑑登録証明書交付申請書

※ ご請求の際は、本人確認ができる資料をご提示ください。代理人による請求の場合は、委任状が必要です。

請求先　町田市長　　**※ その他、注意事項は裏面をお読みください。**

窓口にきた方（申請者）	住所	アパート名、部屋番号など　電話　（　　）	請求者とのご関係
	氏名	フリガナ　生年　明・大・昭・平・令・西暦　月日　年　月　日	本人・夫・妻・子・父・母（その他　　）

※窓口に来た方の署名又は記名、押印が必要です。

①住民票の写し等

必要な方の住所	□申請者と同じ 町田市 アパート名、部屋番号など	必要な方の氏名（生年月日）	□申請者と同じ 明・大・昭・平・令・西暦　年　月　日

	全員	一部
住民票	通	通
除票・改製原（個人票）		通
記載事項証明書	通	通
その他（　　）		通

住民票記載内容

記載が必要な項目にチェックを入れてください。

- □世帯主と続柄　□本籍と筆頭者
- □個人番号(ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ)　□住民票コード

＊個人番号(ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ)、住民票コードの記載については裏面をご覧ください。

＜外国人の方の固有項目＞

- □ 国籍・地域　□ 在留資格
- □ 第30条45規定項目　□ 在留期間等
- □ 在留期間満了日　□ 在留カード等番号
- □ 通称履歴　□ 氏名カタカナ表記

使う方（請求者）

住所	□申請者と同じ
氏名	□申請者と同じ　㊞ ※法人の場合は代表者印または社印を押してください。(ゴム印不可)
請求者の資格	□本人　□同一世帯の方 □その他(　　)
使いみち	※用途・提出先など具体的にご記入ください。内容によっては無料になる場合があります。

②戸籍証明書等

本　籍			
筆頭者	明・大・昭・平・令・西暦　年　月　日	必要な方の氏名（生年月日）	明・大・昭・平・令・西暦　年　月　日

戸籍全部事項(謄本)		通	個人事項(抄本)	通
除籍全部事項(謄本)		通	個人事項(抄本)	通
改製原戸籍謄本		通	抄本	通
除籍謄本		通	抄本	通
附票	全部	通	一部	通
	記載内容	□本籍・筆頭者　□在外選挙登録地 ＊住民票コードの記載をご希望の方はお申し出ください。		
広域交付（町田市外）	戸籍全部事項			通
	除籍全部事項			通
	改製原戸籍謄本/除籍謄本			通
身分証明書				通
届書受理証明書　（　　届）				通
届書記載事項証明（　　届）				通
届書情報内容証明（　　届）				通
その他の証明（　　）				通

使う方（請求者）

住所	□申請者と同じ
氏名	□申請者と同じ　㊞ ※法人の場合は代表者印または社印を押してください。(ゴム印不可)
請求者の資格	□本人 □夫・妻・父・母・子 □その他の方(　　)
使いみち	※用途・提出先など具体的にご記入ください。内容によっては無料になる場合があります。

届出日	年　月　日に氏名：　の（　　）届を（　　）市区町村に届出

③印鑑登録証明書

登録番号		登録番号	
住所	□申請者と同じ 町田市	住所	□申請者と同じ 町田市
氏名	□申請者と同じ	氏名	
生年月日	□申請者と同じ 明・大・昭・平・令・西暦 年　月　日	通数	通
生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年　月　日	通数	通

＊必ず印鑑登録証(カード)を添えてご申請ください。(提示のない場合は、印鑑登録証明書は交付できません。)

2506

確認	免	パ	個(ﾏ)	住 A/B	在	保	手	補	学	他/質		委任状

□窓口交付説明済(マイナンバー)

受付		作成		審査	

□広域交付要件確認

請求に当たっての注意事項

◎本人確認書類について
窓口に来た方がご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
◎権限確認書類について
窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類（委任状等）が必要です。
◎戸籍の広域交付について
本籍が町田市外にある戸籍は、職務上・代理人・第三者からの請求はできません。
◎資料の提供について
請求書に記載された内容から、資料の提供を求めることがあります。
（申請者と必要な方の氏名が異なる場合に、関係確認のため戸籍の提示を求めることがあります。）
◎請求理由の記載について
1)権利の行使・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために証明書を必要とする理由を記載してください。
2)国または地方公共団体の機関に提出する場合
戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名とその機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
3)その他の理由で請求する場合
証明書の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。
◎個人番号(ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ)、住民票コードの記載について
1)請求権
・個人番号(ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ)、住民票コードを記載した証明書を請求できるのは本人、同一世帯員、法定代理人、代理権が設定されている保佐人と補助人です。上記以外の方は本人からの委任状があれば代理人として 請求することができますが、証明書は本人宛に郵送します。切手をご準備ください。
2)提出先
・個人番号(ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ)、住民票コードを記載した住民票は提出先によって受け取ってもらえない場合がありますので、あらかじめ、提出先に確認してください。
3)除票
・亡くなった方の除票には個人番号(ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ)の記載はできません。
◎印鑑登録証明書の取得について
・記載事項（登録番号・氏名・生年月日・住所等）が正確に記入されていない場合は、印鑑登録証明書は交付できません。
・印鑑登録証明書の交付申請には、登録印・委任状は必要ありません。

■ プライバシーの侵害等につながるような、不当な請求には応じられません。
■ 偽りその他不正な手段により交付を受けた者は、30万円以下の罰金に処せられます。（戸籍法第135条・住民基本台帳法第46条）
■ 公的年金等の手続きに利用する場合は、手数料が無料になるものもありますので、窓口にお申し出ください。
■ 記入する際は、鉛筆や消せるボールペン等の消えやすい筆記具は使用しないでください。（委任状も同様です。）
※ ご不明な点があれば、窓口でお尋ねください。

備考欄